

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【四半期会計期間】 第64期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

【会社名】 ティーオーエー株式会社 (商号 TOA株式会社)

【英訳名】 TOA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井谷 憲次

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島中町七丁目2番1号

【電話番号】 078(303)5620

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 田中 利秀

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区港島中町七丁目2番1号

【電話番号】 078(303)5620

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 田中 利秀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期 第1四半期 連結累計期間	第64期 第1四半期 連結累計期間	第63期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	6,131	7,208	33,354
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△267	339	2,542
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失 (△) (百万円)	△292	148	916
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△396	468	368
純資産額 (百万円)	27,878	28,469	28,347
総資産額 (百万円)	34,371	36,013	36,313
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は四半期純損失金 額 (円)	△8.62	4.40	27.04
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	78.7	76.4	75.6

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第64期第1四半期連結累計期間及び第63期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式がないため記載しておりません。第63期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。

4. 第63期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における当社グループを取り巻く環境は、国内では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響とその後の電力不足懸念もあり、依然として不透明な状況が続いております。海外では、中国をはじめとしたアジアを中心に景気拡大が継続しておりますが、円高の進行や欧州の財政危機問題もあり予断を許さない状況にあります。

このような環境の下、国内におきましては、前連結会計年度に引き続き、自治体への防災告知システム納入、大型商業施設のリニューアル需要に加え、監視カメラ等のセキュリティ商品の納入を行いました。

海外におきましては、アメリカ地域では、特定市場に絞り込んだ営業活動を行うことなどにより、販売を伸ばしました。ヨーロッパ地域では財政再建による混迷が依然懸念されるものの、販売拠点の営業力強化に注力し、販売は堅調に推移しました。中国・東アジア地域では、中大型物件の仕様化やネットワーク商品によるシステム提案を進め、販売を伸ばしました。アジア・パシフィック地域では前連結会計年度に設立したインドネシア販売会社及びタイ販売会社が順調に推移するとともに、シンガポール、マレーシアでも販売を伸ばしました。

これらの結果、売上高は7,208百万円（前年同四半期比+1,077百万円、17.6%増）となりました。

利益については原材料価格の高騰などがあったものの、売上の伸張により営業利益は324百万円（前年同四半期比+556百万円）、経常利益は339百万円（前年同四半期比+607百万円）、四半期純利益は148百万円（前年同四半期比+441百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（日本）

提出会社、および生産会社2社、また専門業務を分担する会社2社の、5社が連結会社であります。

売上高は4,573百万円（前年同四半期比+684百万円、17.6%増）、セグメント利益（営業利益）は762百万円（前年同四半期比+402百万円、111.7%増）となりました。国内需要に持ち直しの兆しがあり、売上高は伸張しました。また利益面では、売上の伸張に加え生産コストの低減効果もあり、セグメント利益は増加しました。

（アメリカ）

販売会社2社と専門業務を分担する会社1社の3社が連結会社であります。

売上高は487百万円（前年同四半期比+28百万円、6.2%増）、セグメント利益（営業利益）は9百万円（前年同四半期比+64百万円）となりました。北米における営業活動の効率化が進み売上高が増加したことに加え、利益面では、販売費及び一般管理費の減少もあり、セグメント利益が増加しました。

(欧州・ロシア)

販売会社3社が連結会社であります。

売上高は885百万円(前年同四半期比△6百万円、0.8%減)、セグメント利益(営業利益)は81百万円(前年同四半期比+19百万円、30.9%増)となりました。為替の円高影響による売上高の減少はありましたが、営業費用の削減もありセグメント利益は増加しました。

(アジア・パシフィック)

販売会社4社と生産会社3社などの8社が連結会社であります。

売上高は754百万円(前年同四半期比+201百万円、36.4%増)、セグメント利益(営業利益)は82百万円(前年同四半期比+51百万円、168.3%増)となりました。前連結会計年度に設立したインドネシア販売会社及びタイ販売会社での販売が堅調に推移したことで売上高は伸張しました。利益面では、売上高の増加が固定費の増加を吸収し、セグメント利益は増加しました。

(中国・東アジア)

販売会社3社と生産会社2社の5社が連結会社であります。

売上高は507百万円(前年同四半期比+169百万円、50.3%増)、セグメント利益(営業利益)は86百万円(前年同四半期比+61百万円、243.7%増)となりました。中国の堅調な需要により、売上高は増加しました。売上高の拡大に伴い、セグメント利益も伸張しました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比較して299百万円減少しました。減少の主な要因は、資産の部では売上債権の回収が進み1,655百万円減少したことなどによるものです。負債及び純資産の部では、仕入債務の減少161百万円や、配当金の支払い273百万円などにより減少しました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社は、平成20年2月15日開催の取締役会決議をもって同日より、「当社株式の大規模な買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下、「本対応方針」という。)を発効しておりますが、当社株主の皆さまの意思を反映させるため、平成20年6月27日開催の第60回定時株主総会において本対応方針について承認を得ております。その後、平成23年5月30日開催の取締役会において、一部改定の決議をしておりますが、この改定は、文言の加除、修整等所要の変更を行ったものであり、本対応方針の基本的な仕組みは何ら変更されておられません。

なお、本対応方針は、平成23年6月28日開催の第63回定時株主総会において継続の承認を得ております。

① 基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。したがって、当社取締役会としては、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆さまへ代替案を提示することも必要と考えます。

今後当社株式に対して企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は否定できず、大規模買付行為が発生した場合に、株主の皆さまのために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となんら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の導入が必要であると考えます。

② 取組みの具体的な内容の概要

(i) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は昭和9年の創業以来、業務用・プロ用の音響設備とセキュリティ設備の専門メーカーとして、神戸の地から100カ国を超える世界の国々へ商品を送り続けてきました。TOAグループでは、長年培った技術力やノウハウを武器に、商品の企画・開発から生産、販売、運営に至るまでの業務を一貫して手掛けています。“音”や“安全”を通じ、快適な暮らしを皆さまにお届けできるよう、音響、映像、ネットワークなどの分野でさらに技術力を高め、より良い商品を作り続けてまいります。

TOAは、世界でも稀な“音”の専門メーカーです。音響事業では、駅やデパートのアナウンス設備や、コンサートホールのアンプ・スピーカーなど、多彩な音響機器を通じて快適な日常を支えています。例えば、高度な音響システム技術が必要な空港の放送設備です。国内でシェア90%以上を確保し、海外でも英国ヒースロー空港など多くの空港への納入実績があります。

セキュリティ事業では、防犯カメラシステムを中心とした防犯機器を扱っています。治安の悪化に伴い、防犯機器の需要は銀行や商店などから、街頭、マンション、学校などへと広がりつつあります。社会の安全を支えるこの分野を、当社では成長事業と位置付けています。

当社および当社グループは、今後も中長期的な視野に立ち、変革を続けていく中で、変えてはならない当社の技術力とモノづくりへのこだわりの継承を大きな強みとして、技術力の拡大、蓄積、創造をかさね、クオリティの高い製品とサービスを提供し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

(ii) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、大規模買付行為が、このような考え方を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、次のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を設定することといたしました。

大規模買付ルールの概要は次の通りであります。

(イ) 情報の提供

大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」という。）を提供していただきます。

(ロ) 取締役会による評価と意見の公表

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

(ハ)独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しているか否かの認定、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、その結果に応じて、当社取締役会に対して必要な勧告をすることとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動について決議を行うに際して、必ず独立委員会の勧告手続を経なければならないものとし、かつ、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりであります。

(イ)大規模買付者が大規模買付ルールを順守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、当社株主の皆さまに対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただきとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もともと、大規模買付ルールが順守された場合であっても、当社取締役会において、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆さまの利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として無償割当てによる新株予約権を発行する場合があります。かかる場合の判断においては、外部専門家等および監査役の意見を参考に提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(ロ)大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを順守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、対抗措置の発動を決定後に、大規模買付者が買付ルールを順守する旨を表明した場合は、対抗措置の発動を取り消します。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

③ 取組みの具体的な内容に対する当社取締役会の判断およびその理由

(i)買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1.企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2.事前開示・株主意思の原則、3.必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

(ii) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

(iii) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、取締役会決議により導入されたものですが、そのことについての株主の皆さまのご意思を確認させていただくため、平成20年6月27日開催の第60回定時株主総会において、付議され、承認可決しております。また、本対応方針は、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆さまのご意思が十分に反映されることとなっております。

(iv) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(v) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(vi) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、618百万円であります。

なお、これらの研究開発活動は全報告セグメントを対象とするものであり、その成果として、当第1四半期連結累計期間に発売した主な新商品は以下のとおりです。

- ・ワイヤレスマイクロホンのプロフェッショナル向け商品ブランド「TRANTEC（トランテック）シリーズ」を拡充し、デジタルワイヤレスマイクシステム「S-D7000シリーズ」9機種を新発売いたしました。コンサート会場や放送局、劇場など、高い品質を求められるプロの現場や、企業会議室等、情報セキュリティ対策が必要な現場で活躍します。デジタル伝送方式を採用し、ノイズや混信に強く、また独自の信号処理により高音質での音声送受信を実現しました。パワフルな音質が特長のボーカル向けダイナミック型、明瞭度の高さが特長のボーカル向けコンデンサー型の2種類が選択できます。また、送信側・受信側にそれぞれIDを設定し、それが一致しない限り音声を受信しない、独自の傍受対策を実施しており、秘話性に優れています。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	78,820,000
計	78,820,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,536,635	35,536,635	東京証券取引所 大阪証券取引所 (各市場第一部)	単元株式数は1,000株であり ます。
計	35,536,635	35,536,635	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年6月30日	—	35,536,635	—	5,279	—	6,808

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,666,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,641,000	33,641	—
単元未満株式	普通株式 229,635	—	—
発行済株式総数	35,536,635	—	—
総株主の議決権	—	33,641	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には当社保有の自己株式214株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ティーオーエー株式会社	神戸市中央区港島 中町七丁目2番1号	1,666,000	—	1,666,000	4.69%
計	—	1,666,000	—	1,666,000	4.69%

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,459	12,501
受取手形及び売掛金	6,929	5,273
有価証券	900	900
商品及び製品	3,622	4,300
仕掛品	462	605
原材料及び貯蔵品	1,592	1,759
その他	1,075	1,474
貸倒引当金	△112	△81
流動資産合計	26,931	26,733
固定資産		
有形固定資産	5,991	5,968
無形固定資産		
のれん	371	369
その他	478	457
無形固定資産合計	849	826
投資その他の資産	2,541	2,485
固定資産合計	9,382	9,280
資産合計	36,313	36,013
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,113	2,952
短期借入金	255	281
未払法人税等	273	123
製品保証引当金	486	402
引当金	120	56
その他	1,261	1,283
流動負債合計	5,511	5,099
固定負債		
長期借入金	68	67
退職給付引当金	1,789	1,780
その他	595	597
固定負債合計	2,454	2,445
負債合計	7,965	7,544
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,279	5,279
資本剰余金	6,866	6,866
利益剰余金	17,752	17,562
自己株式	△966	△966
株主資本合計	28,931	28,742
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	450	437
為替換算調整勘定	△1,912	△1,657
その他の包括利益累計額合計	△1,462	△1,219
少数株主持分	878	947
純資産合計	28,347	28,469
負債純資産合計	36,313	36,013

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	6,131	7,208
売上原価	3,195	3,784
売上総利益	2,935	3,424
販売費及び一般管理費	3,167	3,099
営業利益又は営業損失(△)	△231	324
営業外収益		
受取利息	5	5
受取配当金	21	22
その他	29	12
営業外収益合計	56	41
営業外費用		
支払利息	3	3
為替差損	84	21
その他	5	1
営業外費用合計	92	26
経常利益又は経常損失(△)	△267	339
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	15	—
関係会社株式売却損	28	—
特別損失合計	44	—
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△312	339
法人税等	△31	142
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△280	196
少数株主利益	11	47
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△292	148

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△280	196
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△98	△12
為替換算調整勘定	△16	284
その他の包括利益合計	△115	271
四半期包括利益	△396	468
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△409	391
少数株主に係る四半期包括利益	13	76

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の修正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	179百万円	161百万円
のれんの償却額	0 "	4 "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	338	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	338	10.00	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成 22年 4月 1日 至 平成22年 6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)	四半期連 結損益計 算書計上 額
	日本	アメリカ	欧州・ ロシア	アジア・パ シフィック	中国・ 東アジア	計		
売上高								
外部顧客への売上高	3,889	458	892	553	337	6,131	—	6,131
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,138	1	9	565	594	2,308	△2,308	—
計	5,028	460	901	1,118	932	8,440	△2,308	6,131
セグメント利益又は損 失(△) (営業利益又は営業損 失(△))	360	△54	61	30	25	422	△654	△231

(注) セグメント利益の調整額△654百万円には、セグメント間取引消去35百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△690百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成 23年 4月 1日 至 平成23年 6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)	四半期連 結損益計 算書計上 額
	日本	アメリカ	欧州・ ロシア	アジア・パ シフィック	中国・ 東アジア	計		
売上高								
外部顧客への売上高	4,573	487	885	754	507	7,208	—	7,208
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,215	9	0	625	632	2,483	△2,483	—
計	5,788	497	885	1,379	1,140	9,692	△2,483	7,208
セグメント利益 (営業利益)	762	9	81	82	86	1,021	△696	324

(注) セグメント利益の調整額△696百万円には、セグメント間取引消去△3百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△693百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)	△8円62銭	4円40銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(百万円)	△292	148
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(百万円)	△292	148
普通株式の期中平均株式数(株)	33,876,726	33,870,436

(注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、潜在株式がないため記載しておりません。前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月9日

ティーオーエー株式会社

(商号T O A株式会社)

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝 池 勉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和 田 朝 喜 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているティーオーエー株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ティーオーエー株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。